

別紙

諮問第 1 7 1 4 号

答 申

1 審査会の結論

本件開示請求に係る文書の特定並びに本件一部開示決定及び本件非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表 1 に掲げる本件開示請求に対し、東京都知事が令和 5 年 3 月 20 日付けで行った別表 2 に掲げる本件一部開示決定及び別表 3 に掲げる本件非開示決定について、それぞれその取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、別表 1 に掲げる本件開示請求に対し、別表 2 から 5 までに掲げる決定（以下「本件各決定」という。）を行った。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和 5 年 7 月 24 日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和 5 年 9 月 26 日に実施機関から理由説明書を、同年 11 月 1 日に審査請求人から意見書を收受し、令和 6 年 7 月 26 日（第 250 回第二部会）から令和 7 年 2 月 28 日（第 256 回第二部会）まで、7 回の審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件審査請求に係る制度等について

(ア) 東京都パートナーシップ宣誓制度について

東京都パートナーシップ宣誓制度（以下「本件制度」という。）は、パートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減など、当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげるため、パートナーシップ関係にある者からの宣誓・届出を、東京都（以下「都」という。）が受理したことを証明し、受理証明書を交付する制度である。

実施機関は、令和４年１１月１日から本件制度の運用を開始した。

(イ) 東京都パートナーシップ宣誓制度届出等管理システムについて

東京都パートナーシップ宣誓制度届出等管理システム（以下「本システム」という。）は、本件制度の利用者が、インターネットにより本件制度に関する宣誓・届出の手続を行うためのシステムであり、令和４年１０月１１日から運用を開始した。

(ウ) 性自認及び性的指向に関する調査について

性自認及び性的指向に関する調査は、本件制度の検討などの基礎資料とするため、性自認及び性的指向に関する現状を把握することを目的として東京在住、在勤及び在学者を対象として行われた調査であり、令和４年３月３０日に都ホームページで調査結果を公表した。

(エ) 東京都パートナーシップ宣誓制度検討に係る有識者等ヒアリングについて

東京都パートナーシップ宣誓制度検討に係る有識者等ヒアリングは、本件制度の導入及び導入後の活用等について、有識者等に対しヒアリングを行ったものであり、令和４年２月１４日に都ホームページで結果を公表した。

イ 審査会の審議事項について

審査請求人は、実施機関が行った本件各決定において存在が示された文書以外にも該当する文書があると主張するとともに、本件一部開示決定及び本件非開示決定において非開示とした部分の開示を求めているため、審査会は、本件開示請求に係る文書特定の妥当性並びに本件一部開示決定及び本件非開示決定の妥当性について検討する。

ウ 対象公文書の特定について

審査請求人は、本件各決定において特定された対象公文書の関連文書等として、「実施計画書」、「要件定義書」等の文書を例示し、それらの文書も対象公文書として特定すべきである旨主張するとともに、本件開示請求では関連する一切の文書等と具体的かつ明確に請求しているのであるから、これらの文書が開示されないことは違法、不当である旨主張する。

実施機関は、開示請求書に「開示請求に係る公文書の件名又は内容」として記載されている文書を対象公文書として特定しており、審査請求人が主張する文書については開示請求書に記載がないことから、本件開示請求の対象外であると説明する。

審査会が見分したところ、実施機関は、本件開示請求に対し、それぞれ該当する文書を特定していることが認められる。審査請求人は、審査請求書において、特定すべき対象公文書として前記関連文書等を示しているが、開示請求書において「本件に係る一切の文書等」と記載したことをもって、それらの関連文書等を対象公文書として特定すべきものとまではいえない。

したがって、実施機関が行った文書の特定に不自然、不合理な点は見当たらず、他に文書の存在を認めるに足る事情も見当たらないことから、本件各決定における文書の特定は妥当である。

エ 本件一部開示決定の妥当性について

実施機関は、本件開示請求に対し、別表 2 に掲げる本件対象公文書 1 から 26 ままでを特定し、同表に掲げる本件非開示情報 1 から 9 ままでを非開示とする本件一部開示決定を行った。

(ア) 本件非開示情報 1 について

本件非開示情報 1 は、本件制度利用者の氏名、住所、生年月日及びメールアドレス等の個人に係る記述及び書類等の情報であり、本件対象公文書 1 から 3 まで、11、12、14、21及び22に記載されている。

審査請求人は、本件制度利用者の「市区町村までの住所」等については、個人を特定し得るものではなく、公益性の高い情報であるとともに、本件制度の設計上、

宣誓者らは戸籍抄本等の定められた添付書類を提出しているはずであって、これらは開示すべきであると主張する。

審査会が見分したところ、本件非開示情報1は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しないため、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2について

本件非開示情報2は、本システム構築受託事業者等及び本件制度ヒアリング参加者の印影であり、本件対象公文書4から6まで、8、9、12、19、20、24及び25に記載されている。これを公にすることとなると、偽造等犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例7条4号に該当し、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報3について

本件非開示情報3は、都職員の電話番号及びメールアドレスであり、本件対象公文書4、7、11、13、15から19まで、21から23まで及び26に記載されている。

審査請求人は、自治体各部署の電話番号やメールアドレスは自治体公式ホームページや職員録等にて広く公開されることが通例であり、開示請求においても当然開示すべきものである等と主張する。

審査会が検討したところ、本件一部開示決定において非開示となっている電話番号及びメールアドレスは、慣行として公にされているものではなく、これらが公にされた場合、本来の業務目的以外の問合せが大量又は無差別に行われるおそれがあり、実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例7条6号に該当し、非開示が妥当である。

(エ) 本件非開示情報4について

本件非開示情報4は、本システム構築受託事業者等の口座情報であり、本件対象公文書6、9、20及び25に記載されている。当該情報は、都との契約に係る特定の

法人の内部管理上の情報であり、これを公にすると、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれるものと認められるので、条例7条3号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しないため、非開示が妥当である。

(オ) 本件非開示情報5について

本件非開示情報5は、意見募集や性自認及び性的指向に関する調査に当たって提出された意見のうち、個人のセクシュアリティ等に関する記述であり、本件対象公文書10及び14に記載されている。

審査請求人は、個人を特定できないかたちで提示されたセクシュアリティ等については、公にしても何ら個人の権利利益を害するものではないと主張する。

実施機関は、個人のセクシュアリティ等は、これを公にすることとなると、個人の権利利益を害するおそれがあることに加え、今後の人権関連施策の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

審査会が見分したところ、本件非開示情報5は、個人のセクシュアリティ等の個人に関する機微な情報であり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、本件非開示情報5は、条例7条2号に該当し、同条6号該当性を論じるまでもなく、非開示が妥当である。

(カ) 本件非開示情報6について

本件非開示情報6は、実施機関における本件制度の検討に関する文書及び本件制度に関する照会・通知等の文書のうち、本件制度の検討過程に係る記述であり、本件対象公文書13及び15から17までに記載されている。

審査請求人は、本件制度については、導入前に都が実施した調査やパブリックコメント等でも反対・懐疑的な意見や、制度導入には賛成するものの制度設計に改善の余地ありと指摘する意見等が性的マイノリティ当事者からも非当事者からも多数寄せられており、制度検討過程に係る記述を全て開示することで、都民等の制度に対する理解が深まり、より良い制度づくりにつなげていくことができると主張する。

実施機関は、本件非開示情報 6 は制度検討過程に係る記述であり、実施機関や他の地方公共団体において審議・検討中の情報であって、公にすることにより率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、今後の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

審査会が見分したところ、本件対象公文書 13 及び 15 は、制度構築前の段階において実施機関で検討を行った内容に関する文書であり、本件対象公文書 16 及び 17 は、実施機関が他部局や都内の区市町村に広く調査を行い、意見を求めたものである。

本件制度に関しては、実施機関に対して多様な価値観に基づき様々な意見が寄せられていることから、本件非開示情報 6 が公になることにより、干渉、圧力をおそれ、他部局が率直な意見の交換を回避するとともに、区市町村が詳細な情報を提供することを躊躇し、実施機関において必要な情報を得ることが困難となるおそれがある。また、本件制度に係る検討段階の未成熟な情報が公になることにより、都民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

このため、本件非開示情報 6 を公にすることにより、今後の本件制度に係る事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

以上によれば、本件非開示情報 6 は条例 7 条 5 号及び 6 号に該当し、非開示が妥当である。

(キ) 本件非開示情報 7 について

本件非開示情報 7 は、本件制度素案についての意見募集に対して提出された意見のうち、意見を提出した者（以下「提出者」という。）が非公表を希望している情報であり、本件対象公文書 14 に記載されている。

審査会が検討するに、これを公にすると、提出者の意思に反してその意見を公表することとなり、今後の意見募集において意見を提出しようとする者が提出を躊躇し、実施機関が必要な意見を収集できなくなるなど、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報 7 は条例 7 条 6 号に該当し、同条 2 号該当性を論じるまでもなく、非開示が妥当である。

(ク) 本件非開示情報 8 について

本件非開示情報 8 は、本件制度素案についての意見募集に対して提出された意見のうち、法人又は団体の名称、住所及びメールアドレス等の情報であり、本件対象公文書 14 に記載されている。

審査会が検討するに、これらの意見を提出した法人等の名称は公表されておらず、これを公にすることにより当該法人等が本件制度に対してどのような意見を提出したかが明らかとなり、提出した意見への対応を迫られることにより、当該法人等の事業運営が損なわれると認められることから、本件非開示情報 8 は条例 7 条 3 号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しないため、非開示が妥当である。

(ケ) 本件非開示情報 9 について

本件非開示情報 9 は、本件制度に関し都民の声として都に寄せられた意見であり、本件対象公文書 21 に記載されている。

審査請求人は、都民の声に相当する広聴制度は全国の自治体で広く実施されており、寄せられた意見とそれに対する回答を公式ホームページで広く公開する自治体が増えているため、当該意見を非開示とするのは著しく不当な判断と言わざるを得ず、極めて妥当性を欠くものであると主張する。

これに対し、実施機関は、都に寄せられた都政に関する提言・要望等は、都の広聴業務において得た情報であって、公にすることとなると、将来の情報公開をおそれ率直な提言・要望等が寄せられなくなることにより、今後の当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

審査会が検討するに、本件非開示情報 9 は、都民あるいは団体が自らの意見や要望等を伝え、都政に反映されることを目的として送付されたものである。これを公にすることにより、将来において情報公開されることをおそれた都民等が率直な提言・要望等を寄せることを躊躇し、都が都政運営にとって必要な情報を得ることが困難となり、その広聴事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例 7 条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

オ 本件非開示決定の妥当性について

実施機関は、本件開示請求に対し、別表 3 に掲げる本件請求文書 1 及び 2 について、請求に係る公文書を作成及び取得しておらず存在しないとして本件非開示決定を行った。

(ア) 本件請求文書 1 について

実施機関は、本件制度検討に係る有識者等ヒアリング以外のヒアリング・意向調査等として、本件制度案や運用マニュアル策定に係る参考情報を得るために、他の地方公共団体のパートナーシップ宣誓制度担当者との意見交換は行ったものの、これに関する公文書は作成していないと説明する。また、審査会が実施機関に対し文書の存在について改めて確認したところ、請求に該当する文書は確認されなかった。

(イ) 本件請求文書 2 について

審査請求人は、メディアの大きな反響があった本件制度について、担当部署が関連記事の切り抜き・ファイリング等を行っていないとは考えられず、また、真摯な対応を要する重大な内容の報道もあり、その対応記録等も存在しているはずであると主張する。

審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、実施機関は本件制度に係る記者発表は行っていないとの説明があった。また、本件制度に関し取材はなされたが、取材対応の記録は都において作成が義務付けられているものではなく、同記録は作成していないとのことであった。さらに、メディア報道関連の文書等については、作成及び取得していないとのことであった。

以上によれば、本件請求文書 1 及び 2 を作成及び取得していないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、また、他に文書の存在を認めるに足る事情も見当たらないことから、実施機関が不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子

別表1 本件開示請求

「東京都パートナーシップ宣誓制度」に係る一切の文書等

「東京都パートナーシップ宣誓制度」に係る下記の文書等（電子データ・動画・画像・音声資料等含む）（起案文書、議事録、協議メモ、担当者メモ、電子メール、FAX、電話記録、文書発送簿、契約書類、収入・支出関係書類その他これらに類するもの等を全て含む）

- 1 「東京都パートナーシップ宣誓制度届出等管理システム」により提出された宣誓届出関係文書等
- 2 「東京都パートナーシップ宣誓制度届出等管理システム」を用いずに提出された宣誓届出関係文書等
- 3 「東京都パートナーシップ宣誓制度届出等管理システム」設計・構築・運用等に係る一切の文書等（委託先業者関連資料、契約書、仕様書、入札関係書類等）
- 4 「性自認及び性的指向に関する調査」に係る一切の文書等（委託先業者関連資料、契約書、仕様書、入札関係書類、調査経過、調査詳細データ、調査結果公開に係る判断についての記録等）
- 5 「『東京都パートナーシップ宣誓制度』検討に係る有識者等ヒアリング」に係る一切の文書等（有識者・当事者支援団体関係者選定経緯、ヒアリング参加依頼文書、ヒアリング内容記録、謝礼・諸経費関連文書、請求書、領収書等）
- 6 「『東京都パートナーシップ宣誓制度』検討に係る有識者等ヒアリング」以外のヒアリング・意向調査等に係る一切の文書等
- 7 「『東京都パートナーシップ宣誓制度』素案」に係る一切の文書等（素案作成経過、議事録、起案文書等）
- 8 「『東京都パートナーシップ宣誓制度』素案についての意見募集」（パブリックコメント）に係る一切の文書等（提出された意見、意見募集期間延長の経緯を示す資料等）
- 9 「東京都パートナーシップ宣誓制度（案）」に係る一切の文書等（案作成経過、議事録、起案文書等）
- 10 本件に係る都庁内照会・通知等に関する一切の文書等
- 11 本件に係る都内市区町村・他自治体・官公庁・企業等への照会・通知等に関する一切の文書等

12	本件に係る議員対応（都議会議員、区市町村議員、国会議員等）に関する一切の文書等
13	本件に係る広報に関する文書等（告知動画・リーフレット等の制作等に係る業務委託契約関係書類等）
14	本件に係る記者発表、取材対応、メディア報道関係の文書等（インターネットメディアやミニコミ誌等を含む）
15	本件について寄せられた意見・問い合わせ及びそれらへの対応、インターネット上等の言論及びそれらの対応に係る文書等
16	その他、本件に係る予算措置、収入および支出等、会計について明らかとなる一切の文書
17	その他、本件に係る一切の文書等

別表２ 本件一部開示決定

本件対象公文書		本件非開示情報		非開示理由 (条例7条)
1	東京都パートナーシップ宣誓制度に係る宣誓・届出書（「東京都パートナーシップ宣誓制度届出等管理システム」により提出されたもの）	1	氏名、住所、生年月日及びメールアドレス等の個人に係る記述及び書類等	2号
2	東京都パートナーシップ宣誓制度に係る宣誓・届出書（「東京都パートナーシップ宣誓制度届出等管理システム」を用いずに提出されたもの）	1	氏名、住所、生年月日及びメールアドレス等の個人に係る記述及び書類等	2号
3	東京都パートナーシップ宣誓制度に係る発送管理簿	1	氏名、住所、生年月日及びメールアドレス等の個人に係る記述及び書類等	2号
4	東京都パートナーシップ宣誓制度届	2	印影（東京都に関するものを除	4号

	出等管理システム設計・構築・運用保守委託の契約締結に係る文書		く)	
		3	東京都職員の電話番号及びメールアドレス	6号
5	東京都パートナーシップ宣誓制度届出等管理システム設計・構築・運用保守委託に係る契約書	2	印影（東京都に関するものを除く）	4号
6	東京都パートナーシップ宣誓制度届出等管理システム設計・構築・運用保守委託に係る支出関連文書	2	印影（東京都に関するものを除く）	4号
		4	法人の口座情報	3号
7	性自認及び性的指向に関する調査委託の契約締結に係る文書	3	東京都職員の電話番号及びメールアドレス	6号
8	性自認及び性的指向に関する調査委託に係る契約書	2	印影（東京都に関するものを除く）	4号
9	性自認及び性的指向に関する調査委託に係る支出関連文書	2	印影（東京都に関するものを除く）	4号
		4	法人の口座情報	3号
10	性自認及び性的指向に関する調査詳細データ（記述回答部分）	5	意見募集や性自認及び性的指向に関する調査に当たって提出された意見のうち、個人のセクシュアリティ等に関する記述	2号 6号
11	東京都パートナーシップ宣誓制度検討に係る有識者等ヒアリングに係るヒアリング参加依頼文書	1	氏名、住所、生年月日及びメールアドレス等の個人に係る記述及び書類等	2号
		3	東京都職員の電話番号及びメールアドレス	6号
12	東京都パートナーシップ宣誓制度検討に係る有識者等ヒアリング実施に伴う経費の支出に係る文書	1	氏名、住所、生年月日及びメールアドレス等の個人に係る記述及び書類等	2号
		2	印影（東京都に関するものを除く）	4号

			く)	
13	「東京都パートナーシップ宣誓制度」素案作成経過に係る文書	3	東京都職員の電話番号及びメールアドレス	6号
		6	制度検討過程に係る記述	5号 6号
14	「東京都パートナーシップ宣誓制度」素案についての意見募集で寄せられた意見	1	氏名、住所、生年月日及びメールアドレス等の個人に係る記述及び書類等	2号
		5	意見募集や性自認及び性的指向に関する調査に当たって提出された意見のうち、個人のセクシュアリティ等に関する記述	2号 6号
		7	意見募集に当たって提出された意見のうち、非公表希望となっている記述	2号 6号
		8	意見募集に当たって提出された意見のうち、法人又は団体の名称、住所及びメールアドレス等の記述	3号
15	東京都パートナーシップ宣誓制度(案)作成経過に係る文書	3	東京都職員の電話番号及びメールアドレス	6号
		6	制度検討過程に係る記述	5号 6号
16	東京都パートナーシップ宣誓制度に係る都庁内照会・通知等に関する文書	3	東京都職員の電話番号及びメールアドレス	6号
		6	制度検討過程に係る記述	5号 6号
17	東京都パートナーシップ宣誓制度に係る都内市区町村・他自治体・官公	3	東京都職員の電話番号及びメールアドレス	6号

	庁・企業等への照会・通知等に係る文書	6	制度検討過程に係る記述	5号 6号
18	東京都パートナーシップ宣誓制度周知カード印刷委託の契約締結に係る文書	3	東京都職員の電話番号及びメールアドレス	6号
19	東京都パートナーシップ宣誓制度周知カード印刷委託に係る契約書	2	印影（東京都に関するものを除く）	4号
		3	東京都職員の電話番号及びメールアドレス	6号
20	東京都パートナーシップ宣誓制度周知カード印刷委託に係る支出関連文書	2	印影（東京都に関するものを除く）	4号
		4	法人の口座情報	3号
21	東京都パートナーシップ宣誓制度について寄せられた意見に係る文書（都民の声等）	1	氏名、住所、生年月日及びメールアドレス等の個人に係る記述及び書類等	2号
		3	東京都職員の電話番号及びメールアドレス	6号
		9	東京都に寄せられた意見	6号
22	東京都パートナーシップ宣誓制度について寄せられた意見に係る文書（署名）	1	氏名、住所、生年月日及びメールアドレス等の個人に係る記述及び書類等	2号
		3	東京都職員の電話番号及びメールアドレス	6号
23	東京都パートナーシップ宣誓制度利用の手引き等の翻訳委託の契約締結に係る文書	3	東京都職員の電話番号及びメールアドレス	6号
24	東京都パートナーシップ宣誓制度利用の手引き等の翻訳委託に係る契約書	2	印影（東京都に関するものを除く）	4号

25	東京都パートナーシップ宣誓制度利用の手引き等の翻訳委託に係る支出関連文書	2	印影（東京都に関するものを除く）	4号
		4	法人の口座情報	3号
26	東京都パートナーシップ宣誓制度に係る条例改正等に関する文書	3	東京都職員の電話番号及びメールアドレス	6号

別表3 本件非開示決定

本件請求文書		非開示理由
1	『東京都パートナーシップ宣誓制度』検討に係る有識者等ヒアリング以外のヒアリング・意向調査等に係る一切の文書等」に関する文書	請求に係る公文書を作成及び取得しておらず、存在しない。
2	「本件に係る取材対応、メディア報道関係の文書等」に関する文書	

別表4 本件開示決定

対象公文書
東京都パートナーシップ宣誓制度検討に係る有識者等ヒアリングに係る有識者等選定経緯に関する文書
東京都パートナーシップ宣誓制度に係る議員対応に関する文書

別表5 本件却下決定

請求文書	却下理由
「性自認及び性的指向に関する調査」中間集計結果	東京都情報公開条例 18条 2項に規定する「インターネットによる公表
性自認及び性的指向に関する調査詳細データ（記述回答部分を除く）	
「東京都パートナーシップ宣誓制度」検討に係る有識者等ヒアリング結果	
「東京都パートナーシップ宣誓制度」素案についての意見募集の期間延長の経緯を示す資料（報道発表資料）	
東京都パートナーシップ宣誓制度に係る報道発表資料	

東京都パートナーシップ宣誓制度に係る予算措置に関する文書（東京都予算案の概要）	情報等」に該当する公文書であり、開示請求の対象とはならない。
東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例（第 134 号議案）	